

2012年8月24日 全11頁

# IASB・FASBの金融商品会計検討の現状（1）

## 金融商品の評価方法について合意

金融調査部 制度調査課  
制度調査担当部長  
吉井 一洋

### [要約]

- IASB（国際会計基準審議会）と米国の FASB（財務会計基準審議会）は、共同で金融商品会計基準の見直しに取り組んできた。
- しかし、金融商品の評価の基準については、IASB が設定した IFRS（国際財務報告基準）9号の「金融商品-分類と測定-」と FASB が検討中の内容との間ではかい離がみられていた。
- その後、IASB は、2011年11月15日の理事会で、FASB の案との調整などを念頭に、IFRS9号について、限定的な修正を検討する旨を決定した。
- IASB と FASB の両審議会は、金融商品の評価方法に関する共同の審議をほぼ終えており、2012年第4四半期に公開草案を公表する予定である。

## I. 金融商品会計基準の検討の経緯

### 1. 簡素化に向けた検討

金融商品会計基準については、現行の基準（IAS39号）の内容が複雑であったことから、金融危機以前から、その全般を簡素化するプロジェクトが、IASB（国際会計基準審議会）と米国の FASB（財務会計基準審議会）共同で進められていた。08年3月には、IASB は、長期的にはすべての金融商品を時価評価・損益計上する全面時価会計を目指しつつ、当面は満期保有目的投資や売却可能の廃止などの評価方法の種類の削減やヘッジ会計の簡素化を行うとする討議資料を公表した。

その後、金融危機を経て、IASB 自身が、従来の全面時価会計を目指す方針を若干緩和する方向へと転換し、2009年3月のIASB と FASB の合同会議では、金融商品の評価方法として、暫定的に公正価値、他の再評価方法、償却原価を検討する旨を決定し、5月のIASB の理事会では、公正価値と償却原価による評価を検討する旨を決定した。

## 2. G20 の提案以後

IASB と FASB の金融商品会計基準の見直しプロジェクトについては、時間をかけて検討することが想定されていた。しかし、2009 年 4 月 2 日に開催された G20 ロンドン金融サミットでは、IASB と FASB に対して 2009 年中に金融商品の会計基準の複雑さを削減し、単一の質の高い会計基準を設定することを求めた。これを受けて、IASB は、2010 年中に、IAS39 号に代わる包括的な新基準を設定するスケジュールで見直しに取り組むこととした。しかし、スケジュールは遅れており、現在の進捗状況を示すと、次のようになる。

- ①IASB は、2009 年 11 月に新基準 IFRS9 号「金融商品-分類と測定-」を公表し、金融資産の評価方法を決定した。2010 年 10 月に金融負債の評価方法に関する規定を盛り込んだ。現在、見直しを行っており、2012 年第 4Q（四半期）に IASB は ED(公開草案)、FASB は再 ED 又は修正案を公表する予定である。
- ②IASB は、2009 年 11 月に貸倒引当金・貸倒損失、減損に関する公開草案「償却原価と減損」を公表した。2011 年 1 月に FASB と共同で補足文書「金融商品：減損」を公表したが撤回し、現在、2011 年 6 月に仮決定した修正案を検討中である。2012 年第 4Q に IASB は再 ED、FASB は再 ED 又は修正案を公表する予定である。
- ③IASB は、2010 年 12 月に、一般的なヘッジ会計に関する公開草案を公表した。2012 年第 3Q に修正案、同第 4Q に新基準を公表する予定である。マクロヘッジについては 2012 年下半年に DP（論点整理）を公表する予定である。
- ④2011 年 1 月に IASB は FASB と共同で金融資産と負債の相殺表示に関する公開草案を公表したが、2011 年 6 月に会計処理の面で共通のアプローチを採用しないことを暫定的に決定した。IASB と FASB は開示面の充実で調整を図る新基準を 2011 年 12 月に公表した。

※1 IFRS9 号は、従来、2013 年 1 月 1 日以後の開始事業年度からの強制適用とされていたが、その後、適用が 2 年延期され、2015 年 1 月 1 日以後開始事業年度から強制適用することとされた。

※2 米国の FASB は、分類と測定方法、減損、ヘッジに関する ED を 2010 年 5 月末に公表

本稿ではこのうち、①の金融商品の評価方法に関する部分を解説する。

## II. 金融商品の分類と測定（評価）

### 1. 金融資産

#### (1) 全体像

IFRS9 号では、金融資産は、償却原価か公正価値（時価）のいずれかで評価する。公正価値（時価）で評価する場合は、原則として公正価値（時価）の変動を当期の損益に計上する。ただし、企業が指定した持分金融商品（株式など）は公正価値（時価）の変動を当期の損益ではなく、OCI（「その他の包括利益」）に計上することができる（OCI オプション）。これは、持合株式や政策投資株式などの保有が多いわが国の企業に配慮したものである。

OCI オプションは、IAS39 号の売却可能金融資産（わが国の「その他有価証券」）と類似している。しかし、OCI オプションを適用した持分金融商品については、売却時において、その時点までに OCI に計上した評価差額の累計を当期の損益に振り替えること（リサイクリング）は認められていない。すなわち、株式の売却損益の計上による当期の損益の調整を行うことはできない。減損についても計上しない。配当については、投資元本の償還に当たるものを除いて、当期の損益に計上できる。

## (2) 償却原価で評価する金融資産

金融資産を償却原価で評価するためには、次の二つの要件を満たす必要がある。

- ①保有する企業や部門等のビジネス・モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルであること
- ②契約条件が特定日に元本とそれに基づく金利の支払のみからなるキャッシュ・フローを発生させるものであること

①のビジネス・モデルは、その企業又は部門が保有する全ての金融資産を満期まで保有することまでは必要とはされない。

その企業や部門等の投資方針に合わなくなった（例えば、信用格付けがその企業が投資方針が要求する水準を下回った）ので売却する、保険会社が予想デュレーションの変化に合わせてポートフォリオを修正するため売却する、資本支出の資金を用意するため売却といった場合などは、当該ビジネス・モデルのままでありえる。

「売買目的」のものや頻繁に売買するものは当該ビジネス・モデルには該当しない。

「頻繁でない」といえない回数（more than an infrequent number）の売却が行われる場合には、企業は、そうした売却が契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合しているかどうか、また、どのように整合しているかを評価する必要がある。

例えば、信用スプレッド及びイールド・カーブの変動から生じる公正価値（時価）の変動を実現するために金融資産のポートフォリオを活発に運用する等、企業が金融資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現するという目的で、当該金融資産のポートフォリオの業績を管理している場合は、当該ビジネス・モデルには該当しない。

金融資産のポートフォリオが時価に基づいて管理され、パフォーマンスが時価に基づいて評価されるものは当該ビジネス・モデルには該当しない。

②は、貸付や債券など負債性金融商品（資産）が対象となる。金利は信用リスクと時間的価値のみを反映する。金利にこれら以外の要因を反映しているものや、レバレッジを含むものは、②の要件を満たさない。

元本及び利息がレバレッジのかかっていないインフレ指数に連動するインフレ連動債（元本が保証されている）は、②の要件を満たしていると考えられる。元本保証がない場合についても、②の要件を満たしていると考えられうるとの大手監査法人の解説がある。インバース・フローター債、わが国の 15 年変動利付国債のような金利が残存期間を反映しない債券、転換社債などは、②の要件を満たさない。仕組債のような複合金融商品（資産）は、デリバティブ部分

と基となる金融資産を区分経理せず、その複合金融商品（資産）全体で、償却原価で評価できるか否かを判断するが、金利キャップ、フロアー、カラー付の債券・貸付などを除いて、通常は②の要件を満たさないものと思われる。

早期償還、期限延長等がある金融資産については、償還・期限延長等が、信用悪化（債務不履行、信用格付けの低下、コベナント違反など）や支配企業の変更、将来起こりうる税制、法律等の変更から貸し手を保護する場合を除き、将来の偶発的事象に基づかないこと、加えて早期償還については、償還金額が実質的に未払いの元本・利息を反映している（契約の早期終了に対する合理的な追加補償が含まれる場合がありうる）、期限延長オプションについては、延長期間にわたって、契約上の元本・利息が支払われることなどの要件を満たしている場合は②に該当し得る。

証券化商品やノンリコースの商品は中身を分析して②に該当するか判断する必要がある。優先劣後構造を有する証券化商品を保有する場合、保有するトランシェも裏付商品のプールも②の要件を満たしており、裏付商品プールの当該トランシェの信用リスクが、裏付商品プール全体の信用リスク以下の場合、②の要件を満たしているものとして取り扱われる。

### (3) 公正価値で評価する金融資産

①、②の要件の両方を満たす金融資産以外は、公正価値（時価）で評価する。非上場株式も公正価値（時価）で評価し、OCI オプションを選択しない場合は、公正価値（時価）の変動を損益に計上する。ただし、非上場株式の時価を算定するための最近の情報が十分に得られない、あるいは選択しうる時価（公正価値）の範囲が広く原価が時価（公正価値）となりうる場合、原価を時価（公正価値）とみなすことができる。原価が時価となりえない場合としては、下記が例示されている。

- ・ 予算、計画、又は目標との比較で、投資先企業の業績が著しく相違する場合
- ・ 投資先企業の技術上の製造目標達成に関する予想に変化がある場合
- ・ 投資先企業の株式、又はその製品もしくは潜在的製品の市場に著しい変化がある場合
- ・ 世界経済や投資先企業が事業を行なう経済環境に著しい変化がある場合
- ・ 類似企業の業績又は市場全体から示唆される評価に著しい変動がある場合
- ・ 不正や、営業上の紛争、訴訟、経営陣や戦略の変更といった投資先企業の内部問題
- ・ 投資先企業の株式の外部の取引の証跡がある場合（新株発行や第三者間の譲渡等）

## 2. 金融負債

IFRS9 号では、公正価値（時価）の変動を損益計上する金融負債（デリバティブを含む）、金融資産の譲渡の際にオフバランス化の要件を満たさないため（あるいは継続的関与により）生じる金融負債、金融保証契約、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントを除いて、償却原価で評価する。

複合金融商品が金融負債の場合は、現行の IAS39 号の規定を引き継ぎ、一定の場合、組込デリバティブを区分経理することになる。

下記 (3) の公正価値オプションを適用する場合、金融負債の公正価値（時価）の変動額のうち、自社の信用リスクに基づき生じた変動額は OCI に計上する。当該変動額は、金融負債の移転や償還の際に、リサイクリング（当期損益への振替）は行わない。

### 3. 公正価値オプション（FV0）

IFRS9 号では、金融商品の当初計上時に、その金融商品を、公正価値（時価）の変動を当期の損益に計上するものとして、予め指定することができる（公正価値オプション-Fair Value Option）。この特例は、金融資産については、対応する金融負債との会計上のミスマッチを解消する場合、金融負債については、対応する金融資産との会計上のミスマッチを解消する場合や、その金融負債又は金融資産と金融負債のグループが文書化されたリスク管理戦略・投資戦略により公正価値（時価）により業績を評価・管理され、経営幹部に情報が報告されている場合に適用できる。

### 4. 米国の動向

米国の FASB は、分類と測定方法、減損、ヘッジについて、パーツごとでなくまとめた包括的な基準案を 2010 年 5 月 26 日に公表し、その後も検討を続けている。公開草案の段階で既に、IFRS9 号と大きな違いがあったが、2011 年 10 月 20 日の段階で FASB が公表した決定事項のサマリーに基づく、検討されている金融商品の分類・評価の概要を IFRS9 号と比較すると、図表 1 のとおりになる。

貸付・債券等の負債性金融商品（資産）については、償却原価による評価や公正価値（時価）の変動を当期の損益に計上する方法（Fair Value Through Net Income, 以下 FV-TNI とする）だけでなく、現在の「売却可能証券」（わが国の「その他有価証券」）と同様に時価で評価し、その変動を OCI に計上する方法（以下 FV-OCI とする）を認める方向で検討している。

FV-OCI に分類する場合は、OCI に計上した評価差額の累計を当期の損益に振り替えることとしている（リサイクリングあり）。

負債性金融資産（貸付・債券等）を償却原価で評価をする要件（図表 1 の※10 及び※11 を参照）は、IFRS9 号よりも厳しい要件を要求する方向で検討していた。例えば、国債はカウンター・パーティーとの再交渉による信用リスク管理は容易ではないと思われ、償却原価では評価できない可能性もあった。

償却原価で評価する負債性金融資産や FV-OCI に分類される負債性金融資産以外の金融資産については、公正価値（時価）評価し、その変動を損益に計上する。したがって、株式等については時価評価し、その変動を損益に計上する。IFRS9 号のような OCI 計上は認めていない。

なお、未公開企業が保有する非上場株式を取得原価で評価できることとしている（一定の簿価調整は必要）。

図表 1 IASB と FASB の金融商品の評価方法を比較

IASB/米国 (現行)		IASB (新基準) での評価方法	米国FASB評価方法 検討中の案(2011.10)
金融商品の分類	評価方法		
売買目的/デリバティブ※1	時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)
満期保有投資(米国は満期保有目的の債券)	償却原価法※2 減損あり	償却原価法 ※4かつ※5、※6	償却原価法 ※10かつ※11、※12
貸付金及び債権	償却原価法※2 減損あり(DCF法)	減損あり(信用状況に応じて3つのバケットに区分した期待損失アプローチ)	減損あり(信用状況に応じて3つのバケットに区分した期待損失アプローチ)
売却可能金融資産 (米国は売却可能証券)	時価評価(OCI※3経由) ・減損あり ・リサイクリングあり	債券等 時価評価(当期損益計上)	債券等 時価評価(OCI※3経由)※11かつ※13 減損・リサイクリングあり 時価評価(当期損益計上)※14
		株式等 時価評価(OCI※3経由)※7 減損・リサイクリングなし 時価評価(当期損益計上)	株式等 時価評価(当期損益計上)※15
金融負債	償却原価法※2	償却原価法	償却原価(通常はこちら) ※16 又は 時価評価(当期損益計上)※17※19
コア預金	額面(要求払い金額)	公正価値オプション※8を適用する場合は時価評価(当期損益計上)※9	公正価値オプション※18を適用する場合は時価評価(当期損益計上)※19

※1 ヘッジ目的のデリバティブを除く。	※2 アモチゼーション・アキュムレーション付の原価法	※3 「その他の包括利益」
※4 保有企業・部門等のビジネスモデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)を回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。		
※5 当該金融資産の契約条件が特定日に元金の支払からなるCFのみを生じさせるものである。		
※6 売却損益は独立した勘定科目(「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目)として表示		※7 企業が指定した持分金融商品が対象
※8 いわゆる会計上のミスマッチー資産・負債の評価や損益の計上において生じる不整合を除去又は大幅に削減する場合は、金融商品を最初に計上する際に、時価評価(損益計上)するものとして指定することが認められる。		
※9 企業自身の信用状態の変動による時価の変動はOCI経由で計上する(リサイクリング無し)。		
※10 保有企業の事業戦略が、顧客のファイナンス(貸付・借入)を通じて金融商品を運用する事業戦略(契約上のキャッシュ・フローを回収・支払うことを主要な目的とする)で、カウンター・パーティーとの再交渉により信用リスクの管理が可能(売却・移転は信用悪化に伴うリスクの最小化に限る)で、取得・発行時において売却・移転目的でない活動		
※11 金融資産の性格が、デリバティブでなく、債務者への当初移転額が満期又は清算時に戻る予定であり、投資家が、自己の選択による場合を除き、当初の投資額を回収できないような方法で期限前償還又は決済されないものであること		
※12 売却損益は計上。当期の金利収入や信用損失とは区分して表示		
※13 トータル・リターンを最大化する又は金利リスク・流動性リスクを管理する事業戦略のため取得・発行された金融資産で、取得・発行時において売却目的でないこと		
※14 売却・移転のために取得するもの又は、時価で活発に運用され内部でモニタリングされるもの(OCI経由のもの以外)。		
※15 市場性の無い特許証券(株式など)のうち、未公開企業が保有するものについては取得原価(減損あり)で評価可能。		
※16 ※11の要件を満たしており、かつ、企業の事業戦略が当初から時価で取引するものではなく、ショートセールでもない場合		
※17 ※16の要件を満たさない場合(※11を満たさないか、又は、企業の事業戦略が当初から時価で取引する意図である・ショートセールのいずれかに該当する場合)		
※18 金融資産・金融負債のグループのネットのエクスポージャーを管理しており、経営陣に報告している企業が当初計上時に選択する場合に認められる。		
※19 企業自身の信用状態の変動による時価の変動も当期損益に計上する。		

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課

金融負債のうち、コア預金については、2010年5月の公開草案では、再測定金額(平均残高を、暗黙の満期期間にわたる代替資金レートとコア預金提供総コスト込レートとの差で割り引いた金額)で評価することとしていた。しかし、現在はこれを撤回しており、償却原価で評価することを想定している。ただし、その現在価値の注記での開示が求められる。

公正価値オプションは、次の要件を満たす場合に、金融資産及び金融負債のグループに対して適用を認めることとしている。公正価値オプションの適用は、対象となる金融資産及び金融負債グループの当初認識の際に選択する。

- ・企業がそれらの金融資産及び金融負債のネットのエクスポージャーを管理しており、かつ
- ・企業が上記に基づく情報を企業の経営管理報告に提供している。

金融資産が、ノンリコースの金融負債の清算に用いられる場合、金融負債は、関連する金融資産と矛盾しない方法で評価をする。例えば、金融資産・金融負債共に償却原価で評価されており、金融資産の計上金額が減損により減額されている場合は、ノンリコースの負債の計上額も同様の減額を行う。

複合金融商品は金融資産・金融負債とも、現行どおり、一定の場合はデリバティブ部分と元

となる金融商品を区分経理することとしている。ただし、公正価値オプションを適用し、これらの複合金融商品を一体として公正価値で評価することも認められる模様である。

## 5. IASB と FASB 間のその後の調整

このように、IASB が設定した IFRS9 号の金融商品の評価方法と FASB が検討中の基準案とでは大きな違いが生じていた。その後、IASB は、2011 年 11 月 15 日の理事会で、IFRS9 号に対する実務からのフィードバック、保険会計のプロジェクトとの整合性を図ること、FASB とのコンバージェンスを念頭に、IFRS9 号について、限定的な修正を検討する旨を決定した。

ちなみに、保険会計のプロジェクトでは、IASB は 2010 年 7 月に会計基準の公開草案を公表している。公開草案では、保険負債について、将来の履行キャッシュ・フローの現在価値と残余マージン<sup>1</sup>の合計で計上・評価することとしている。この方法によれば、保険負債に対応する資産が償却原価で評価される場合は、資産と負債に会計上のミスマッチが生じてしまう。そこで IASB の理事会では、公開草案公表後、保険負債の評価額の毎期の変動を割引率の変動により影響を受ける部分とそれ以外とに区分し、割引率の変動により生じた変動を OCI（「その他の包括利益」）に計上する方法を検討している。これに合わせて、IASB には、金融資産（少なくとも保険負債に対応する金融資産）の評価方法を再検討するよう、要請が寄せられている。特に、いくつかの金融資産の（時価評価に伴う）評価差額を、当期の損益ではなく、割引率の変動により生じた保険負債の変動と合わせて、OCI に計上することについて、検討するよう要請が寄せられている。

IASB は、2011 年 12 月の理事会の時点では、次の項目を検討することとしていた。

- ・ 契約キャッシュ・フロー特性の要件
  - ・ 金融資産の区分（主契約を金融資産とする複合金融商品について、組込デリバティブを区分するか。契約後キャッシュ・フローの特性を検討した後に検討する）
  - ・ 一部の負債性金融資産について、FV-OCI による評価を適用する事業モデルを設ける。
- など

その後、2012 年 1 月に、IASB と FASB は共同で議論を行い、分類と測定に関する差異を縮小するために共同で作業を行う旨を公表した。

### (1) 分類方法

現在のところ、金融資産の分類は次のページの図表 2 の方法による方向で検討中である。

<sup>1</sup> 保険契約時に利益を計上することを回避するために負債に計上。詳細は大和総研レポート「ソルベンシー規制と保険会計を巡る動向」（2010 年 11 月 8 日 菅谷幸一）を参照されたい。

図表 2 IASB・FASB が検討中の分類カテゴリー

評価方法	要件	
	契約キャッシュ・フローの特性	事業モデル
償却原価	○(達成)	償却原価に関する事業モデル
FV-OCI	○(達成)	FV-OCIに関する事業モデル
FV-TNI	○(達成)	上記以外の事業モデル
	×(未達成)*	事業モデルは関係無し

\* IASBでは株式のOCIオプションの見直しは俎上に上っていない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## (2) 契約上のキャッシュ・フロー特性の要件

### i. 要件の調整

金融資産の契約条件により、元本及び利息の支払のみのキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合、金融資産は、それが保有される事業モデル次第で、公正価値（時価）で評価し評価損益を当期損益に計上する分類（FV-TNI）以外の分類に区分できる。

利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間的価値と信用リスクの対価であるとされている。金融資産が、元本、貨幣の時間的価値、信用リスクの3つの要素以外を含んでいる場合は、FV-TNI に分類される。

金融資産が、元本、貨幣の時間的価値、信用リスクの3つの要素のみを含んでいる場合でも、それらの関係が修正される場合（例えば、金利が改定され、その改定の頻度が金利の期間と合っていない場合。わが国の15年変動利付国債はこの例に該当するものと思われる）、保有企業は、金融資産に関するキャッシュ・フローが元本と利息のみという概念と整合しているかどうか判断するため、修正の影響を検討する必要がある。そのためには、その金融資産と比較可能な、元本と利息のみを含むベンチマークとなる商品を想定し、修正された特徴を伴うその金融資産のキャッシュ・フローとベンチマーク商品のキャッシュ・フローとを比較する。これらの違いが、重要ではないと言えないのであれば、その金融商品の契約キャッシュ・フローは元本と利息のみではないので、FV-TNI に分類されることになる。

IASB と FASB は上記の取り扱いについて合意に達しており、IASB は、IFRS9 号の適用指針の軽微な調整で対応する予定である。一方、FASB はこの指針を契約キャッシュ・フローの特定の評価の一部として取り入れることになる。

### ii. 偶発的なキャッシュ・フロー

ここでいう偶発的なキャッシュ・フローとは、元本及び利息の支払時期又は支払金額が変化するものを指す。偶発的なキャッシュ・フローは、不確実な将来事象の結果生じるものであり、単なる変動キャッシュ・フローは、偶発的なキャッシュ・フローとは考えられていない。この偶発的なキャッシュ・フローについては、元本及び利息のみの偶発的なキャッシュ・フローと、元本及び利息のみでない偶発的なキャッシュ・フローの2種類があると考えられており、このうち、前者は FV-TNI 以外の分類が可能だが、後者は FV-TNI に分類することになる。ただし、「真正でない」という極めて稀なシナリオに関する例外が認められる。この取り扱いについて



は、IFRS9 号では特に修正は行われぬ。FASB はこの要件を契約キャッシュ・フローの特性の評価の一部として含めることになる。

### iii. 期限前償還オプション及び延長オプション

期限前償還オプションや延長オプションについては、その特徴が元本及び利息のみ（前払いと延長のキャッシュ・フローは元本と利息のみ）という概念に整合する限り、FV-TNI 以外の分類は可能である。この取扱いについて IFRS9 号では特に修正は行われぬ。FASB はこの要件を契約キャッシュ・フローの特性の評価の一部として含めることになる。

## (3) 事業モデルの要件

### i. 償却原価で評価する分類

償却原価で評価するための事業モデルの要件について、IASB と FASB では相違がみられた（図表 1 参照）。これについて両審議会は、「事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有すること」である場合に適格となると 2012 年 4 月に暫定的に決定している。適格となることを妨げる事業活動の種類と売買頻度と性質に関する追加的な適用ガイダンスを提供することも暫定的に決定している。

### ii. FV-OCI の分類

この分類については「契約上のキャッシュ・フローの回収のための金融資産の保有と、金融資産の売却の両方を目的とする事業モデル」の範囲内で保有している場合とすることを、2012 年 5 月に暫定的に決定している。

## (4) FV-OCI の会計処理

FV-OCI に分類する金融資産については、次のように会計処理することを暫定的に決定している。

- 利息収入は、償却原価で評価される金融商品と同様の利息法で当期の損益に計上する。
- 減損も、償却原価で評価される金融商品と同様の方法で損失に計上する。
- 売却時にはその他の包括利益の累計額を当期の損益に振り替える（リサイクリングあり）

## (5) 分類の変更

IASB と FASB、2012 年 5 月に、下記を暫定的に決定している。

IASB:FV-OCI についても、事業モデルを変更する場合は分類を変更しなければならない（それ以外の変更は不可）

FASB：事業モデルを変更した場合、かつ、その場合にのみ、将来に向かって金融資産の分類の変更を要求する。

## (6) 市場性のない持分証券（株式など）

FASB では、未公開会社が保有する市場性のない持分証券（株式など）の評価方法については、

次のような例外措置を認めることを決定している。2012年6月に、この特例を、公開会社にも認めることを暫定的に決定した。

- 市場性のない持分証券は、減損控除後の取得原価で評価することが認められる。ただし、価格変動に関する情報が観察可能な場合は、当該帳簿価額について上方へ調整を行う。
- 同じ発行体による同一又は類似の金融資産に関する秩序ある取引における観察可能な価格変動がある場合は、市場性のない持分証券の帳簿価額の調整のインプットとして使用する。この場合、帳簿価額は上方又は下方への調整を行うことが求められる。
- 当該例外措置を用いる場合、市場性のない持分証券の公正価値（時価）が帳簿価額よりも低い可能性がどちらかといえば高い否か（すなわち減損を適用すべきか否か）を判断するために定性的な要素（減損の兆候）を評価する「単一ステップのアプローチを採用する」を適用する。
- 減損が生じた場合、帳簿価額と公正価値（時価）の差額の全額が当期の損失として計上される。

#### (7) 複合金融商品

IASBとFASBは、2012年4月に以下を暫定的に決定している。

- 元本及び利息のみでないキャッシュ・フローを含む複合金融資産は区分経理せずにそれら全体をFV-TNIとして会計処理する。
- 複合金融負債については、既存の分離規準（密接に関連しているか否か）に基づき、分離するか否かを判断する。

#### (8) 公正価値オプション

両者の差異を縮小するため、IASBとFASBとで対応が分かれている。

IASBは、通常であればFV-OCIに分類される負債性金融資産にも、（資産と負債の）会計上のミスマッチを除去又は大幅に削減することとなる場合には、公正価値（時価）の変動を当期の損益として計上するよう、その取得時において指定できることとした。

FASBは、次の金融商品について、企業が当初認識時に取消不能の公正価値オプションを選択できることを、2012年6月に暫定的に決定した。

- 複合金融負債には、以下の場合を除き、公正価値オプションを適用できる。
  - ・組込デリバティブが、それがなければ契約で求められていたはずのキャッシュ・フローを大きく変更していない場合
  - ・同様の複合金融商品が最初に検討される際に、組込デリバティブの分離を禁じられることが、ほとんど又は全く分析なしに明らかな場合
- 次の両方を満たす場合には、金融資産又は金融負債のグループに公正価値オプションを適用できる。
  - ・企業がデリバティブを含む金融資産及び金融負債に関する純額のエクスポージャーを公正価値（時価）ベースで管理している。
  - ・企業がその公正価値（時価）ベースの情報を、報告企業の経営者に提供している。

## 6. わが国の動向

わが国では ASBJ（企業会計基準委員会）が、金融資産については「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」を 2010 年 8 月に、金融負債については「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」を 2011 年 2 月に、公表している。これらは IFRS9 号と同様の方向性を示しつつも、例えば、下記の点については IFRS9 号とは異なる取扱いを提案している。

- ・ OCI オプションを適用する株式等について、リサイクリング（売却損益の計上）を行う。
- ・ 公表される市場価格のない非上場株式については取得原価による評価を認める。
- ・ 公正価値オプションを金融負債に適用した場合に、OCI に計上する自社の信用リスクに基づく金融負債の公正価値（時価）の変動額は、金融負債の移転や償還の際に、リサイクリングを行う。

現在、検討状況の整理へのコメントを受けて、議論を続けているところであるが、IFRS9 号の金融資産の評価の見直しも、議論に影響を与えることになる。